㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債　（単位：千円）

	時価（＊１）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
⑴　有価証券 満期保有目的の債券	319,196			319,196
⑵　長期未払金		(119,122)		(119,122)

（＊１）　負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注１)　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

⑴　有価証券

国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

⑵　長期未払金

長期未払金は、全てリース債務であり、時価について、元金利の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

また、長期未払金には、１年以内返済予定分を含めて開示しております。

Ⅵ．賃貸等不動産関係

当法人は、福島県内において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅶ．資産除去債務関係

該当ありません。

Ⅷ．重要な債務負担行為

該当ありません。

Ⅸ．重要な後発事象

該当ありません。

国立大学法人茨城大学令和６事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の２において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人茨城大学令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年10月17日

茨城県水戸市文京２－１－１
国立大学法人茨城大学　学長　太田　寛行

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：千円）

資産の部			
Ⅰ　固定資産			
１　有形固定資産			
土地		22,313,329	
建物	31,148,872		
減価償却累計額	△ 17,779,075	13,369,797	
構築物	2,397,513		
減価償却累計額	△ 1,764,254	633,259	
機械装置	43,802		
減価償却累計額	△ 39,639	4,162	
工具器具備品	8,727,330		
減価償却累計額	△ 7,301,203	1,426,126	
図書		4,510,261	
美術品・収蔵品		109,943	
船舶	12,131		
減価償却累計額	△ 12,131	0	
車両運搬具	85,394		
減価償却累計額	△ 84,552	842	
有形固定資産合計		42,367,723	
２　無形固定資産			
特許権		14,000	
特許権仮勘定		16,608	
商標権		2	
電話加入権		1,666	
ソフトウェア		413,850	
無形固定資産合計		446,128	
３　投資その他の資産			
投資有価証券		341,136	
差入敷金・保証金		868	
投資その他の資産合計		342,004	
固定資産合計			43,155,856